

令和8年5月25日

安 曇 野 市 教 育 委 員 会

令和8年5月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部学校教育課
令和 8 年 5 月 25 日提出	(課長)櫻井義之 (担当)高橋満

タイトル	安曇野市立小中学校職員の職務に専念する義務の免除の取扱いに関する訓令について
決定を要する事項	訓令制定の可否
要旨	安曇野市職員の職務に関する義務の特例に関する規則（平成 17 年安曇野市規則第 28 号）第 2 号について、制度運営上必要な規程を制定するもの
説明	1 概要 安曇野市職員の職務に関する義務の特例に関する規則第 2 号にある団体について基準を制定するもの。 2 規程に定める団体について 従前、職務専念義務免除願について個別具体的に審査してきた。申請に係る団体の中には、各学校で持回りや充て職で職員が役員を務めるものがあつたことから、今般、これらを訓令で定めることにより、制度運用における客観性・効率性の向上を図るもの。 3 施行日 令和 8 年 6 月 1 日 4 参考 ○安曇野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 30 号） （職務に専念する義務の免除） 第 2 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 (1) 研修を受ける場合 (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合 (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、市長が定める場合 ○安曇野市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則 安曇野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 30 号）第 2 条第 3 号の規定により、次の場合を職務に専念する義務の特例とする。 (1) 職務に関連ある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合 (2) 行政の運営上その職を兼ねることが特に必要と認められる団体等の職員の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合

	(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条第8項の規定により、交渉を行う場合 (4) 前3号に規定する場合を除くほか、市長が必要と認める場合 (以 上)
--	--

安曇野市教育委員会訓令第 号

安曇野市立小中学校職員の職務に専念する義務の免除の取扱いに関する訓令を次のように定める。

令和8年5月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

安曇野市立小中学校職員の職務に専念する義務の免除の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、安曇野市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成17年安曇野市規則第28号）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この訓令は、安曇野市学校設置条例（平成17年安曇野市条例第224号）に勤務する常勤の職員について適用する。

(必要と認められる団体)

第3条 安曇野市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則本則第2号に規定する行政の運営上その職を兼ねることが特に必要と認められる団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育会
- (2) 教育研究集会
- (3) 退職教職員互助組合
- (4) コープながの
- (5) その他教育長が認める団体

附 則

この訓令は、令和8年6月1日から施行する。

議案第4号	教育部生涯学習課
令和8年5月25日提出	(課長) 財津達弥 (担当) 奈良澤一恵

タイトル	安曇野市公民館活動功労者表彰要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	標記要綱の改正の可否
要旨	「安曇野市公民館活動功労者表彰要綱」の名称を「安曇野市地区公民館活動功労者表彰要綱」と改め、表彰の対象を、「安曇野市公民館活動推進」から「安曇野市地区公民館活動推進」に改めるもの。
説明	1 改正要旨 (1) 題名を「安曇野市公民館活動功労者表彰要綱」から「安曇野市地区公民館活動功労者表彰要綱」に改めるもの。 (2) 第2条の表彰の対象から「安曇野市公民館サポート会議の委員」、「安曇野市公民館分館長及び安曇野市社会教育指導員」を除外するよう改めるもの。 (3) 第3条で「表彰の推薦」について、規定するもの。 (4) 第4条の「表彰の決定」について、安曇野市公民館長会の組織に関する記述を加えるもの。 (5) 様式を改めるもの。 (6) その他、字句を整理するもの。 2 施行日 令和8年6月1日 (以上)

○安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱（平成27年安曇野市教育委員会告示第12号）

改正後	改正前
<u>安曇野市地区公民館活動推進功労者表彰要綱</u> (趣旨) 第1条 この要綱は、<u>安曇野市地区公民館活動推進功労者</u>を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (表彰の対象) 第2条 表彰の対象は、<u>地区公民館（安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条の地区公民館をいう。以下同じ。）の活動の推進に功労があるもの</u>のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) <u>別表1に掲げる地区公民館の館長、副館長、主事又は各部等の部長の職を、継続して4年以上務め退職した者又は通算して8年以上務め退職した者。ただし、既にこの要綱に基づいて表彰された者は、その対象となった期間を除く。</u> (2) <u>前号に掲げる者のほか、特に地区公民館活動に関し優れた功績があると認められる個人又は団体</u> (表彰の推薦) 第3条 <u>安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）別表1に規定する分館の館長は、表彰候補者について安曇野市公民館活動推進功労者表彰推薦書（別記様式）を作成し、次条に規定する安曇野市公民館長会の定める期日までに提出するものとする。</u>	<u>安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱</u> (趣旨) 第1条 この要綱は、<u>安曇野市公民館活動推進功労者</u>を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (表彰の対象) 第2条 表彰の対象は、<u>公民館活動推進に功労があり、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> (1) <u>安曇野市公民館サポート会議設置要綱（平成20年安曇野市教育委員会告示第7号）第3条に基づき安曇野市公民館サポート会議の委員で、通算して8年以上その職務に従事し退職したもの</u> (2) <u>安曇野市公民館分館長又は安曇野市社会教育指導員の職にあり、通算して6年以上務め退職したもの</u> (3) <u>安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に基づき、安曇野市地区公民館の館長、副館長、主事又は各部等の部長の職にあり、継続して4年以上務め退職したもの又は通算して8年以上務め退職したもの。ただし、既に表彰された者は、その対象となった期間を除く。</u> (4) <u>前各号に定めるもののほか、特に公民館活動に関し優れた功績があつて表彰すると認められる個人又は団体</u> (表彰の決定) 第3条 表彰は、<u>安曇野市公民館長会が決定する。</u> (表彰の推薦) 第4条 <u>安曇野市公民館分館長は、表彰候補者について安曇野市公民館活動推進功労者表彰推薦書（別記様式）を作成し、安曇野市公民館長会の定める期日までに安曇野市公民館長会に提出するものとする。</u>

改正後	改正前
<u>(表彰の決定)</u> 第4条 表彰は、<u>安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）別表第1に規定する中央公民館及び分館の館長で組織する安曇野市公民館長会が決定する。</u> (表彰の方法) 第5条 表彰は、<u>中央公民館長が</u>表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。 2 (略)	(表彰の方法) 第5条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。 2 (略)

安曇野市地区公民館活動推進功労者表彰推薦書

(宛先) 安曇野市公民館長会
推薦者
分館長名 安曇野市 公民館長
年 月 日

安曇野市地区公民館活動推進功労者表彰要綱第3条の規定に基づき、下記の者を表彰候補者として推薦します。

記

公民館名	
ふりがな氏名 (団体の場合は代表者名)	
住所 (団体の場合は所在地)	
推薦理由	☐ 要綱第2条第1項第1号に該当 (☐ 分館長 ☐ 副館長 ☐ 主事 継続 年) ※継続4年以上 (☐ 分館長 ☐ 副館長 ☐ 主事 通算 年) ※通算6年以上 ☐ 要綱第2条第1項第2号に該当 功績の内容(具体的に記入) _____ _____ _____ _____

安曇野市公民館活動推進功労者表彰推薦書

(宛先) 安曇野市公民館長会
推薦者
居所又は住所
分館長名
年 月 日

安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱第4条の規定に基づき、下記の者を表彰候補者として推薦します。

記

氏名 (ふりがな)	生年月日	性別
	大・昭 年 月 日	男 ・ 女
現住所		
所属公民館	職名	
推薦理由		
公民館関係経歴		

議案第 5 号	教育部生涯学習課
令和 8 年 5 月 25 日提出	(課長) 財津達弥 (担当) 奈良澤一恵

タイトル	安曇野市地区公民館報表彰要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	要綱の改正の可否
要旨	題名を「安曇野市地区公民館報等表彰要綱」と改め、地区公民館における広報活動の資質向上を図るため、新たにインターネット活用法を表彰の対象に加えるととともに、表彰の決定については、安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱同様、安曇野市公民館長会が決定するものに改めるもの。
説明	1 改正要旨 (1) 要綱の題名を「安曇野市地区公民館報表彰要綱」から「安曇野市地区公民館報等表彰要綱」に改めるもの。 (2) 第 1 条及び第 2 条において、地区公民館報に加えて、インターネット活用法を表彰の対象に加えるもの。 (3) 第 3 条において、「審査員特別賞」の名称を「特別賞」に改めるもの。 (4) 第 4 条において、登録申請、及び登録の可否の決定と通知について定めるもの。 (5) 第 5 条において、表彰の決定は安曇野市公民館長会が決定することを定めるもの。 (6) 様式を改め、また新たに定めるもの。 (7) その他、字句を整理するもの。 2 施行日 令和 8 年 6 月 1 日 (以上)

○安曇野市地区公民館報表彰要綱（平成27年安曇野市教育委員会告示第2号）

改正後	改正前
安曇野市地区公民館報等表彰要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、地区公民館活動の発展及び活性化を図るため、市内の地区公民館が発行する公民館報（以下「地区公民館報」という。）及び市内の地区公民館のインターネット活用法（以下「インターネット活用法」という。）のうちから、特に優秀なものを表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (表彰の対象) 第2条 表彰の対象となる地区公民館報及びインターネット活用法は、表彰する日の属する年（以下「表彰年」という。）前年の2月1日から表彰年の1月31日までの間に作成されたものとする。 (表彰の種類及び件数) 第3条 表彰の種類及び件数は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 特別賞 1件 2 表彰年の前年度から起算して過去3年度で最優秀賞を3年連続で受賞した地区公民館については、表彰年から3年は表彰の対象外とする。 (表彰の申請) 第4条 表彰の申請をしようとする者は、別に定める期間中に、<u>安曇野市地区公民館報等表彰申請書</u>（別記様式）に必要な書類を添付して、<u>安曇野市公民館長会</u>に申請するものとする。 (表彰の決定) 第5条 表彰は、<u>安曇野市公民館長会</u>が決定する。 2 <u>安曇野市公民館長会</u>は、<u>安曇野市公民館条例</u>（平成18年安曇野市条例第22号）別表第1に規定する中央公民館及び分館の館長で組織する。	安曇野市地区公民館報表彰要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、地区公民館活動の発展及び活性化を図るため、市内の地区公民館が発行する公民館報（以下「地区公民館報」という。）のうちから、特に優秀なものを表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (表彰の対象) 第2条 表彰は、原則として<u>毎年度5月に行うものとする。</u> 2 表彰の対象となる地区公民館報は、表彰する日の属する年（以下「表彰年」という。）の2月1日から表彰年の1月31日までの間に発行した<u>全てのもの</u>とする。 (表彰の種類及び件数) 第3条 表彰の種類及び件数は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 審査員特別賞 1件 2 表彰年の前年度から起算した過去3年度で最優秀賞を3年連続で受賞した地区公民館については、表彰年からの<u>3年間</u>は表彰の対象外とする。 (表彰の申請) 第4条 表彰の申請をしようとする者は、別に定める期間中に、<u>安曇野市地区公民館報表彰申請書</u>（別記様式）に必要な書類を添付して、<u>安曇野市公民館長会</u>に申請するものとする。 (審査会) 第5条 <u>地区公民館報の審査を行うため、安曇野市地区公民館報表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</u>

改正後	改正前
(表彰の方法) 第7条 表彰は、<u>安曇野市中央公民館長</u>が表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。	(組織) 第6条 審査会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、<u>安曇野市教育委員会が委嘱又は任命する。</u> (1) <u>安曇野市教育長</u> (2) <u>安曇野市公民館長会の代表</u> (3) <u>安曇野市公民館長会長の推薦する者</u> (4) <u>学識経験者</u> 2 委員の任期は、委嘱又は任命された日から審査が終了した日までとする。 3 審査会に会長を置き、<u>安曇野市教育長をもってこれに充てる。</u> 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。 (会議) 第7条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 会長が必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。 3 審査会は、表彰の申請があつた地区公民館報を審査し、表彰の目安となる評価を<u>安曇野市公民館長会長に報告するものとする。</u> (庶務) 第8条 審査会の庶務は、<u>安曇野市教育委員会教育部生涯学習課において処理する。</u> (表彰の決定) 第9条 <u>安曇野市公民館長会長は、第7条第3項の報告に基づき、表彰する地区公民館報を決定する。</u> (表彰の方法) 第10条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。

別記様式（第4条関係）

改定後

安曇野市地区公民館報等表彰申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市公民館長会

申請者
居所又は住所
地区公民館長名

別記様式（第4条関係）

改定前

安曇野市地区公民館報表彰申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市公民館長会会長

申請者
居所又は住所
地区公民館長名

安曇野市地区公民館報等表彰要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり（□公民館報 □インターネット活用法）の表彰を申請します。

記

地区公民館名				
ふりがな 担当者名				
人口及び世帯数	1.対象区域内人口	人	2.対象区域内世帯数	世帯
公民館担当者の構成	例：館長1人、主事1人、体育部長1人、文化部長1人			
制作に関わっている おおよその人数	例：住民らで構成された委員会（△人）等			
方針、目的、工夫等 している点	特徴や工夫、努力、苦勞した点も詳しく。ネット上で確認できるものについては、URLまたは二次元バーコード等を記載してください。			
制作方法	例：原稿を渡して業者が制作、全て担当で制作等			
年間経費	円		発行に係る印刷代、活用に係る経費など。人件費は除く。	
発行内容 (公民館報のみ)	1.発行部数	部	2.年間発行回数	回

記

応募作品名			
発行部数	部		
主な記事の掲載意図			
年間発行回数	回		
判型・平均ページ数	判	ページ	
1部あたりの経費	円		
製本形式	外注 ・ コピー （印刷機）		
編集体制	例：〇〇編集委員会（△人）		

※ 添付書類・・・応募作品各1部

議案第 9 号	教育部 各課
令和 8 年 5 月 25 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について														
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議														
要旨	<table><tr><td>課名</td><td>共催</td><td>後援</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td>1 件</td><td></td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>1 件</td><td></td></tr><tr><td>文化課</td><td>1 件</td><td>2 件</td></tr></table>			課名	共催	後援	学校教育課	1 件		生涯学習課	1 件		文化課	1 件	2 件
	課名	共催	後援												
	学校教育課	1 件													
	生涯学習課	1 件													
	文化課	1 件	2 件												
(詳細 別紙)															
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第 9 号）															
(定義)															
第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。															
(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。															
(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。															
(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。															
(審査基準)															
第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。															
(1) 国又は地方公共団体															
(2) 学校又は学校の連合体															
2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。															
(1) 行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。															
(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。															
(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。															
(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。															
(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。															
(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。															
(教育長の専決範囲)															
第 4 条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。															
(1) 前条第 1 項に規定する行事															
(2) 過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。）															
2 前項第 2 号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第 2 項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。															

■協議案件(総括表)

No	行事名	主催者	開催日程	区分	所
1	中信地区中学校体育大会	中信地区中学校体育連盟	令和8年5月30日 (土)～7月5日(日)	共催	学
2	第21回安曇野市民豊科ゴルフ大会	(NPO)安曇野市スポーツ協会	令和8年9月8日 (火)	共催	生
3	第41回安曇野早春賦音楽祭=本ステージ=	早春賦音楽祭実行委員会	令和8年6月14日 (日)	共催	文
4	日本画家南正文作品展 よろこびの種を	(一社)南正文よろこびの種を	令和8年10月7日 (水)～10月12日(月)	後援	文
5	松本交響楽団管楽アンサンブル第38回演奏会	松本交響楽団	令和8年6月27日 (土)	後援	文

■ 中信地区中学校体育大会

主催：中信地区中学校体育連盟

種別（共催）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
中信地区中学校体育連盟 當銀 拓也	教育の一環として行っている部活動の練習の成果を発揮する場として、また中学生の心身の健全な発育・発達、体力の向上に貢献できることから、共催を必要とします。	4月21日	令和8年5月30日（土）～7月5日（日）	豊科南部公園庭球場、ANCアリーナ、堀金総合体育館、堀金総合運動場、三郷文化公園体育館、三郷社会体育館、穂高総合体育館、豊科南中学校、豊科北中学校、三郷中学校、穂高東中学校、穂高西中学校	スポーツ活動を通して、中信地区中学生の心身の健全な発育・発達を支援するため。	陸上競技、水泳、バスケットボール、バレーボール、サッカー、軟式野球、ソフトテニス、卓球、バドミントン、柔道、剣道、新体操、相撲	○	○	○	基準第3条第2項より可

■ 第21回安曇野市民 豊科ゴルフ大会

主催：（NPO）安曇野市スポーツ協会

種別（共催）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
安曇野市スポーツ協会 赤羽 高明	社会体育の振興と大会の充実、生涯学習・生涯スポーツに寄与するものであるため。	5月11日	令和8年9月8日（火）	豊科カントリ 倶楽部	地域市民の健康維持と体力向上を目指すとともに、地域市民相互の親睦、交流及び連帯意識の高揚並びに社会体育の振興をも図ることを目的として開催する。	別紙資料のとおり 参加予定人数 160人	○	○	○	基準第3条第2項より可

■第41回安曇野早春賦音楽祭＝本ステージ＝

主催：早春賦音楽祭実行委員会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
早春賦音楽祭実行委員会 西山紀子	音楽祭を通して、美しい安曇野の地域文化の向上のために寄与し、安曇野市内の若い人たちの育成を担う活動としたいため。	4月23日	令和8年6月14日(日)	安曇野市穂高会館	日本の春の代表的名歌“早春賦”の郷にちなんで、音楽を愛好する者が一同に会し、演奏・鑑賞し、心を合わせ歌い合う場を創造することによって、早春賦のころを追体験し、美しい安曇野の地域文化の向上のために寄与することを目的とする。	音楽活動を行っている団体による合唱及び楽器のコンサートを開催する。	○	○	○	基準第3条第2項により可

■日本画家南正文作品展 よろこびの種を

主催：(一社)南正文よろこびの種を

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
(一社)南正文よろこびの種を 南弥生	市民全体を対象とした公益性的の高い文化事業であり、安曇野市の文化・教育施策の推進に寄与するもののため。	4月15日	令和8年10月7日(水)～10月12日(月)	安曇野高橋節郎記念美術館	日本画家・南正文が生涯をかけて描いた作品を通じて、子どもたちに本物の芸術に触れる機会を提供し、豊かな感性と創造力を育むことを目的とする。南氏は画腕を失う事故を乗り越え、口に筆をくわえて数多くの作品を生み出した画家であり、その生き方は多様性理解や人権教育の観点から大きな学びを与えるもの。	入場料：作品展入場料無料、映画1,000円・8歳未満無料 参加料：なし	-	-	-	基準第3条第2項により可

■松本交響楽団管楽アンサンブル第38回演奏会

主催：松本交響楽団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
松本交響楽団 理事長 丸山修二	安曇野市民の皆様へのコ ンサートの周知を図り、広 く音楽文化の振興に寄与 するため。	5月13日	令和8年6月27日(土)	あがたの森文化会館 講堂	松本交響楽団管楽器が中心となる演奏会。管楽 器によるアンサンブル演奏を通して広く音楽文化 の振興を図る事を目的とする。	管楽器主体の室内楽演奏会	-	-	-	基準第3条第 2項により可

報告第2号	教育部こども園幼稚園課
令和8年5月25日提出	(課長)丸山大輔 (担当)有賀亮太

件名	潜在的待機児童数の公表について				
要旨	安曇野市における潜在的待機児童数について市ホームページにおいて公表し、市内外の事業者へ安曇野市の現状を周知するもの				
説明	1 趣旨				
	・本市における待機児童数がゼロであることは公表してきていたが、潜在的待機児童数については、市として公表してきた経緯がない。				
	・近年、両親の就労や生活スタイルの変化により、未満児の入園希望は多い状況が続いており、潜在的待機児童数が発生している。				
	・潜在的待機児童数について公表することで安曇野市内の保育需要を周知し、市内外の事業者による小規模保育事業所等の新規開園に向けた相談を積極的に受けていきたい。				
	2 待機児童数等				
	・潜在的待機児童数の状況（未満児）				
	(人)				
		R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1
	2歳児	4	3	8	3
	1歳児	18	9	17	5
	0歳児	13	7	5	9
	合計	35	19	30	17
	(令和8年4月1日現在)				
	※ 潜在的待機児童				
	入所可能な施設は市内にあるが、特定の施設のみを希望しているなどの理由から園に入所できていない児童のこと				
	(以 上)				

報告第3号	教育部 各課
令和8年5月25日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨		課名	後援
		学校教育課	2件
		生涯学習課	4件
		文化課	2件
		子ども家庭支援課	4件
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義） 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1）行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2）共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3）後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1）国又は地方公共団体 （2）学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1）行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。 （2）公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3）政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4）参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5）入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6）団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第4条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。 （1）前条第1項に規定する行事 （2）過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。） 2 前項第2号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第2項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。			

■専決案件（総括表）

No	行事名	主催者	開催日程	専決理由	所管
1	バリフリマルシェ バリフリこどもまつり	バリフリマルシェ実行委員会	令和8年6月6日 (土)、7日(日)、7月4日(土)、5日(日)、9月12日(土)、13日(日)、11月7日(土)、8日(日)、12月5日(土)、6日(日)	過去承認	学
2	第21回中信地区小学生陸上競技大会	中信地区陸上競技協会、各地区陸上競技協会	令和8年5月24日	過去承認	学
3	第42回安曇野明科あやめまつり	あやめまつり実行委員会	令和8年6月20日(土)~21日(日)	過去承認	生
4	第2回「平和のつどい安曇野」	平和のつどい安曇野実行委員会	令和8年8月23日(日)	過去承認	生
5	第79回県書道展(安曇地区展)	長野県、長野県教育委員会、長野県書道協会、信濃毎日新聞社、(公財)信毎文化事業財団	令和8年10月10日(土)~12日(月)	過去承認	文
6	第60回 わくわくキッズコンサート	「ホッと」演奏ボランティア協会	令和8年7月6日	過去承認	文
7	ムジカベベがおくる♪ひよこちゃんコンサート～雨の日の不思議なおはなし～	ムジカベベ0才からの音楽会松本	令和8年6月26日(金)、6月28日(日)	過去承認	文
8	みさと伝統文化こどもいけばな教室	みさと伝統文化こどもいけばな教室	令和8年6月6日(土)、令和9年1月16日(土)	過去承認	文
9	安曇野ガールスカウト みつばちランド	(一社)ガールスカウト長野県第38団	令和8年5月24日(日)	過去承認	子
10	星と焼き肉の夕べ	宗教法人 高山寺	令和8年7月18日(土)	過去承認	子
11	こども遊ぶ・ママパパ笑う 遊 viva 安曇野!!	ワチャワチャ	令和8年7月5日(日)	過去承認	子
12	スミセイVitalityカップJVA第46回全日本バレーボール小学生大会(2026年度)中信地区大会	(財)日本小学生バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟、読売新聞社	令和8年6月14日(日)	過去承認	子

■バリフリマルシェ バリフリこどもまつり

主催：バリフリマルシェ実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
バリアブリースタイルルルカ 西條 智香	障がい、の有無にかかわらずみんなが イベントに参加いたくことで学び、 日々の学校生活に生かせるため。	4/19	令和8年6月6日(土)、 7日(日)、7月4日(土)、5 日(日)、9月12日(土)、 13日(日)、11月7日 (土)、8日(日)、12月5 日(土)、6日(日)	あづみの住宅公園、 信州スカイパーク、 松本住宅公園	障がい、の有無にかかわらず子供たちとその家族が 楽しめる場所を創出し、啓発活動を行う。	地元作家や飲食店による手作り品の販売、体験(ワー クショップ)の提供、歌やダンス、パフォーマンスの発 表会	○	○	○	基準第3条第 2項及び第4 条第1項第2号 により可
専決日:令和8年4月28日			結果(○)		専決の理由(過去承認)					

■第21回中信地区小学生陸上競技大会

主催：中信地区陸上競技協会、各地区陸上競技協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
中信地区陸上競技協会 小幡 泰俊	中信地区の小学生が選手として多 く参加し、子供たちの健やかな成長 に寄与し、学校教育や学校活動の 推進に資するため。	4/27	令和8年5月24日 (日)	松本平広域公園陸 上補助競技場	長野県小学生陸上競技協会の中信地区予選会 として開催するとともに、中信地区における小学 生の陸上競技の普及、強化、振興をはかるため。	男子・女子(共通種目)4年～6年 100m、5・6年 1000m、コンバインA、コンバインB 男女混合、5・6年 4×1000mR、	○	○	○	基準第3条第 2項及び第4 条第1項第2 号により可
専決日:令和8年5月7日			結果(○)		専決の理由(過去承認)					

■第42回安曇野明科あやめまつり

主催：あやめまつり実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
実行委員長 松下 尚生	地域の特色を活かした体験や学び を通じた生涯学習の場として、子ど も達の健全育成を図るため。	4/23	令和8年6月20日 (土)・21日(日)	あやめ公園、龍門 淵公園	地域のお祭りとして住民が広く関わりを持ち開催 することにより、人と人との交流を通じて、地域の 文化を育むことに繋げるため。	フォトコンテスト、カヌースラローム大会など 参加予定人数 延べ10000人	○	○	○	基準第3条第 2項及び第4 条第1項第2 号により可
専決日:令和8年4月24日			結果(○)		専決の理由(過去承認)					

■第2回「平和のつどい安曇野」

主催：平和のつどい安曇野実行委員会

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
森口 圭子	小中学生に呼びかけ参加を促したい。生涯学習に寄与する。	5/1	令和8年8月23日 (日)	穂高交流学習センター「みらい」(多目的ホール、展示ギャラリー)	「戦争のない、平和な世界・日本をつくるには、私たちは何をしたらよいのか、何ができるのか」を全世代の人々とともに考える。	多目的交流ホールで講演、パフォーマンスなど。 展示ギャラリーで展示を行う	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年5月8日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第79回県書道展(安曇地区展)

主催：長野県、長野県教育委員会、長野県書道協会、信濃毎日新聞社、(公財)信毎文化事業財団

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
長野県書道協会安曇支部事務局 支部長 千野 秀博	作品を公衆することにより、書文化の向上と地域社会文化の振興に寄与するため。	3/31	令和8年10月10日 (土)・12日(月)	穂高会館	広く県民より作品を公衆し、審査・展示することにより日本本来の書文化の向上と地域社会文化の振興に寄与することを目的に県全域に実施する。	審査会員及び公募作品による展覧会を開催する。県内10地区の会場を巡回し、安曇地区展では、1300点を展示する。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年5月15日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第60回 わくわくキッズコンサート

主催：「ホッと」演奏ボランティア協会

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
「ホッと」演奏ボランティア協会 代表 牛山 孝介	音楽文化の振興に寄与するため。	5/8	令和8年7月6日(月)	松本市庄内地区公民館 大会議室	子連れでコンサートへ行けない方や、小さいお子さんしかいて夜のコンサートへ行けない方の為に昼間にコンサートをを行い、音楽に触れて欲しい。	ヴァイオリン&ピアノ デュオコンサート	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年5月15日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■ムジカバベがぶくる♪ひよこちゃんコンサート～雨の日の不思議なおはなし～

主催：ムジカバベ0才からの音楽会松本

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
ムジカバベ0才からの音楽会松本 六郷 栄夏	音楽技術の普及及び向上、地域・文化芸術の振興発展に寄与する目的の達成のため	5/9	令和8年6月26日 (金)、6月28日(日)	松本市第三地区公民館 2階大会議室	プロの生演奏やリズム遊びを通じ、来場した親子にふれあいの時間を作ってもらおう。子連れでも外出しやすい場の提供、育児中のリフレッシュの時間を提供。	赤ちゃんから大人まで楽しめる音楽会の開催。フルート、オーボエ、ピアノの編成で約30分間(10曲)の公演を午前開催予定。手遊び歌や童謡からクラシックまで、幅広くお届けする。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年5月15日			結果(○)		専決の理由(過去承認)					

■みさと伝統文化こどもいけばな教室

主催：みさと伝統文化こどもいけばな教室

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
みさと伝統文化こどもいけばな教室 代表 宮坂 香央利	伝統文化の継承・発展を目的として、小学生を中心に広く募集する。	4/30	令和8年6月6日(土)、 令和9年1月16日(土)	三郷公民館、三郷交流学習センター	伝統文化「いけばな」を体験・習得することにより、豊かな人間性・和の心・命の大切さを養う。	伝統文化の継承・発展を目的に“華道(いけばな)”の実技指導等(教室9回及び発表会)	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年5月15日			結果(○)		専決の理由(過去承認)					

■安曇野ガールスカウト みつばちランド

主催：(一社)ガールスカウト長野県第38団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
(一社)ガールスカウト長野県第38団 小林 昭子	安曇野市の子どもたちに遊びの場と企画・準備の場を提供し、実体験を通して青少年の健全育成の一助としたい。	4/16	令和8年5月24日 (日)	須砂渡キャンプ場	市内の子供たちが自分たちで遊びを企画・準備・実施する場を提供すると共に、季節を感じる活動を取り入れ、地域交流・異年齢交流の場も提供する。	野外料理、自然の中でのゲーム、ガールスカウトの技術の体験 参加料200円/人	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年4月17日			結果(○)		専決の理由(過去承認)					

■星と焼き肉のタベ

主催：宗教法人 高山寺

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
宗教法人 高山寺 本多徹	多くの子ども達の遊びの場、食育や自然科学体験による学びの場として活用して欲しいため。	4/21	令和8年7月18日(土)	高山寺	夏休みに入ることも達の学びや居場所づくり、地域住民の交流の場を提供する。	①食育、カレー作り体験や火起こし体験を行い、焼き肉を食べ交流する ②天体望遠鏡を使って星空観望会、自然科学体験もかね、夏の星座や月を観察する 参加料:子ども無料、大人1500円(食材費として)	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年4月28日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■こども遊ぶ・ママパパ笑う 遊viva安曇野!!

主催：ワチャワチャ

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
代表 鶴巻千恵子	子どもたちの健全育成のためにイベントを通して子育て世帯の課題やニーズを見出し支援の場をつくりだしていくため。	5/11	令和8年7月5日(日)	堀金憩いの里うら	子どもたちの健全育成のためにイベントを通して子育て世帯の課題やニーズを見出し支援の場をつくりだしていくことを目的とする	ママパパ同士の交流や子どもと遊ぶ時間を提供することを目的としてイベントを開催します	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年5月15日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■スミセイVitalityカップJVA第46回全日本バレーボール小学生大会(2026年度)中信地区大会 主催:(財)日本小学生バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟、読売新聞社

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
安曇野小学生バレーボール連盟 森 哲夫	教育委員会の後援により本事業が青少年健全育成に関わるものと認識してもらうため。	5/12	令和8年6月14日(日)	三郷文化公園体育館・堀金総合体育館・豊科勤労者スポーツ施設体育館	教育的な環境のもとにバレーボールを通じてスポーツへの意識向上。バレーボールによって小学生の体力向上と体力養成につとめる。	バレーボール大会。 参加料:1チーム5,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年5月15日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

1 学校教育課

教育総務係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
総合教育会議	1 令和8年度第1回総合教育会議 ・5/28(木) ・教育会館 2階 会議室	

教育指導室・学校教育担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
学校保健事業関係	1 学校心臓健診 ・5/25(月)～6/10(水) 再検査 ・6/23(火)、6/29(月) 総ざらい 2 教職員健康推進事業 ・カウンセリングルーム 5/17(日)市役所	1 教職員健康診断 7/1(水)～7/16(木)
就学時健診業務	1 就学時健診業務 ・令和8年度実施日程を保護者へ配付	1 就学時健診の事前健診 ・各こども園で視力・聴力検査 6/15(月)～7/22(水)
就学援助事務	1 保護者申請締め切り 5/1(金) 2 学校取りまとめ締め切り 5/15(金)	1 認定審査 ・審査結果通知(7月上旬予定)
GIGA スクール	1 1人1台端末更新関係 ・契約に向けた事業者との打合せ 2 ICT教育推進委員会 ・生成AI導入に向けた希望学級、学年、学校への試験的導入 ・ICT教育推進委員会分散会 5/13(水):三郷中学校区 5/22(金):堀金中学校区	1 1人1台端末更新関係 ・事業者との仮契約・契約 2 ICT教育推進委員会 ・生成AI導入に向けた希望学級、学年、学校への試験的導入 ・ICT教育推進委員会分散会 5/26(火):豊科北中学校区 6/22(月):豊科南中学校区 6/24(水):穂高東中学校区 5/28(木):明科中学校区
コミュニティスクール事業	1 第1回学校運営協議会 ・5/11(月)豊科北小・5/15(金)穂高西小 ・5/19(火)三郷小、豊科南小 ・5/21(木)豊科北中 ・5/22(金)豊科東小、明北小 ・5/25(月)穂高西中、明科中 ・5/26(火)三郷中、堀金中・5/27(水)穂高東中 ・5/29(金)穂高北小 2 5/21(木) 第2回堀金地域教育関係者連絡会	左記以外 1 地域学校協働本部連絡会 ・6/11(木)堀金地域 ・6/26(金)明科地域
学校安全支援事業	1 学校緊急無線通報システム ・磁界強度測定(全小中学校) 2 青色防犯パトロール講習会 ・5地域で実施予定 5/7(木)明科、5/8(金)穂高、 5/12(火)豊科、5/14(木)堀金、 5/15(金)三郷	1 学校緊急無線通報システム ・教室名変更業務実施 2 熊除け鈴の購入・配布

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
小規模特認校制度	1 小規模特認校制度 ・5/19(火) 明北小オープン DAY (見学会) 2 募集事務 ・新1年生について募集中 ～6/17(水)まで	左記以外の予定 ・6/24(水) 明北小学校オープン DAY(2回目)
部活動の地域展開	1 部活動地域展開 ・5/19 第1回中信地区部活動地域展開担当者会 ・5/21 第1回部活動地域展開総括コーディネーター会議 2 安曇野市「地域クラブ」運営業務委託実証事業 ・4/28 穂高西中・サッカー部顧問 概要説明 ・5/11 豊科南中・吹奏楽部顧問 概要説明 ・5/12 豊科南中・吹奏楽部保護者会 概要説明 ・5/13 穂高西中・サッカー部 調整会議①	左記以外の予定 ・部活動顧問会の開催(随時) ・部活動の地域展開 プロジェクトチーム会議(6月中予定)
不登校支援事業	1 教育施設連携促進コーディネーター ・民間施設等訪問件数 5件 ・民間施設運営者等との情報交換会 5/25(月) 2 教育支援センター活動状況 ・運動教室(豊科勤労者スポーツ施設体育館) 毎週(木)9:30-12:00実施 ・5/1(金)昼食づくり 3 上原教員住宅を利用した居場所支援 ・毎週(火)、(金)	1 教育施設連携促進 Co ・市内民間施設の定期訪問 ・保護者向け相談会(親の会) 6/29(月) 2 教育支援センター ・5/26(火)出張教室 三郷公民館 ・6/3(水)高校見学
キャリア教育	1 令和8年度中学生キャリアフェスティバル開催について、昨年度参加事業所へ、今年度の計画案送付と、説明会への参加依頼送付	1 5/13(水)校長会で今年度の実施計画案報告 2 5/21(木)学校代表者会 事前学習等スタート 3 事業所向け事前説明会 6/10(水)、15(月)4回予定

2 学校給食課

学校給食担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	1 アレルギー対応食3者協議(保護者、学校、給食センター) 2 栄養士の学校訪問(食育の推進)	1 実施期間：5月～6月 2 実施期間：通年 3 給食センター運営委員会(6月開催予定) 4 献立作成等検討委員会(6月開催予定)
学校給食費徴収事業	1 給食費滞納整理(5月) 電話催促及び臨戸訪問	1 口座振替日(定期) 6/1(月)(第1期分)
各給食センター管理運営事業	1 小破修繕の実施	1 物品・備品購入(6月入札) 給食配送用コンテナ更新

3 生涯学習課

社会教育係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
生涯学習講座 実施事業	1 第3回 生涯学習推進講座 (日本語教室ボランティアきっかけ講座を兼ねる) ・6/2(火)午後6時30分～ 4階大会議室 2 第4回 生涯学習推進講座 ・6/9(火)午後6時30分～ 4階大会議室 3 第5回 生涯学習推進講座 ・6/16(火)午後6時30分～ 4階大会議室 4 第6回 生涯学習推進講座 ・6/30(火)午後6時30分～ 4階大会議室	1 第7回生涯学習推進講座 7/14(火)予定
人権教育 推進事業	1 安曇野市人権教育推進委員会小委員会 ・5/18(月)午後7時～ 会議室 307 2 安曇野市人権教育推進委員会委員及び人権教育指導員の合同会議・研修会 (講演会は、第2回生涯学習推進講座を兼ねる) ・5/30(土)午前9時30分～ 4階大会議室 3 安曇野市企業人権教育推進協議会 総会・研修会 ・6/12(金)午後3時～ 4階大会議室	
中央公民館事業	1 第2回公民館長会 ・6/8(月)午後1時30分～ 会議室 301	

豊科生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 体育部長会議(組み合わせ抽選会・審判講習会) ・5/21(木)午後7時 豊科勤労者総合スポーツ施設体育館 2 ワンバウンドふらばーるバレー練習会 ・5/27(水)、5/28(木)、6/3(水)、6/4(木) 各日とも午後7時 豊科南中学校ほか 3 楽しい菊づくり講座③ ・6/5(金)午前9時30分 豊科公民館 4 第46回作詞作曲コンクール作品募集 ・6/8(月)～	1 球技大会 6/21(日)予定 3 全7回予定 4 童謡祭り R9/2/23(火)予定

穂高生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 季節の寄せ植え教室① ・5/26(火)午後1時30分 アルプガーデン 2 地区公民館役員研修会 穂高公民館防災講座 ・5/29(金)午後7時 穂高公民館 3 地区公民館対抗球技大会 9人制バレーボール・ソフトボール ・6/14(日)午前8時 穂高総合体育館他	全4回

三郷生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 みんな DE スポーツ ・5/28(木)午後7時 三郷文化公園体育館 2 三郷地域春季スポーツ大会 ・5/31(日)午前8時30分 三郷文化公園体育館 3 認知症サポーター養成講座 ・6/11(木)午後1時30分 三郷公民館講義室	

	4 陶芸教室 ・6/12(金)、7/3(金)、7/17(金) 午後1時30分 三郷公民館創作室 5 コーヒー教室 ・6/17(水)午前10時 三郷公民館調理実習室 6 三郷祭運営委員会 ・6/19(金)午後7時30分 三郷公民館講堂 7 包丁研ぎ教室 ・6/24(金)午前10時 三郷公民館調理実習室 8 ケン玉チャレンジ ・6/28(日)、7/26(日)、8/30(日)、9/27(日)、10/25(日)、 11/29(日)、12/20(日)、1/31(日) 午後2時 三郷公民館講堂	
--	---	--

堀金生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 童謡・唱歌・心の歌を歌いましょう②③ ・5/28・6/25(木)午後1時30分 堀金公民館スタジオ	1 10月まで 全7回
	2 愛知県一宮市 連句公民館長視察来館 ・5/28(木)午後2時 堀金公民館会議室1	
	3 菊づくり講座① ・6/4(木)午前9時30分 堀金公民館	3 10月まで 全5回
	4 拾ヶ堰講座 ・6/11(木)午後7時 堀金公民館会議室1	
	5 子育てサークル講座“常念っ子” ③ ・6/17(水)午前10時 堀金公民館講堂	5 毎月開催 全12回
	6 料理教室① ・6/20(土)午後5時 堀金公民館調理実習室	6 10月まで 全3回

明科生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 新緑コンサート ・5/28(木)午前10時 明科公民館講堂	
	2 カヌー体験教室 ・5/30(土)午前10時 龍門渚公園	
	3 スマホ相談室 ・6/4(木)午前10時 明科公民館講義室	
	4 初夏のコンサート ・6/12(金)午後3時 明科公民館講堂	
	5 つながる歌声サロン ・6/19(金)午後1時30分 明科公民館講堂	

4 文化課

文化振興担当

事業	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 能楽教室 ・講師：青木道喜氏 立命館大学能楽部 ・演目：「土蜘蛛」	6/16(火) 穂高西 4～6年生 6/17(水) 穂高西中 1～3年生
	2 熊井啓顕彰事業 定期上映 6/10(水)「日本列島」 きぼうホール 無料 定員80人	

事業	現 況	今後の取り組み
	3 芸術系大学との連携事業 安曇野AIRリサーチ 6/6(土)～6/8(月)作家の安曇野視察 ・京都芸術大学事前視察 5/29(金)～5/31(日)	ワークショップ ・6月～7月豊科南中 作家・熊坂氏(コンテンポラリー ージュエリー)
文化団体補助事業	1 信州安曇野新能 ・6/1(月) 第2回実行委員会 広報・協賛金計画	・6/5(金)～入場券販売開始
	2 国営アルプスあづみの公園早春賦音楽祭 ・5/10(日)開催 10,311人	
	3 『安曇野文化』刊行 ・5/31(日) 第59号発行	
	4 ちくに生きもののみらい基金充当事業 ・5/18(月)穂高北小4年 国営アルプス安曇野公園 ・5/22(金)穂高南小ひまわり学級 国営アルプス安曇野公園	・6/3(水)穂高西小4年 田淵行男記念館 外 ・6/18(木)豊科北小4年 田淵行男記念館 外
指定管理施設の事業	安曇野高橋節郎記念美術館 夏の企画展「丘陵好日」 6/2(火)～9/6(日)	
共催事業	・5/9(土)演劇「お前に自転車の乗り方を」 みらい 参加者：200人	・第41回安曇野早春賦音楽祭 =本ステージ= 6/14(日)穂高会館 ・アーツカウンスル交流会 6/13(土)きぼう

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館 教育普及事業	1 春季企画展「土の中からの贈り物 —ここ掘れワンワン—」関連企画 入館者 1,236 人 ・鑑定会Ⅰ石や化石 期日：4/18(土) 参加者 33 人(うち子ども 14 人) ・鑑定会Ⅱ土器や石器・茶碗 期日：4/25(土・祝) 参加者 13 人(うち子ども 6 人) 2 博物館ワークショップ 藍の乾燥葉染め 期日：5/10(日) 参加者 11 人	
貞享義民記念館 教育普及事業	1 瀧澤伸介水彩画展 会期：4/25(土)～5/10(日) 参加者：209 人 2 貞享騒動初心者基礎講座 ①「貞享騒動ってどんな一揆？」 期日：5/16(土) ②「貞享騒動の物語化」 期日：5/30(土) 3 臨地講座「松本城下町ウォーク」 期日：5/27(水)	1 arp コレクション展 会期：5/12(火)～6/4(木)
文書館施設運営 管理事業	1 重要文書等収集・整理(公開資料点数) ・公文書 61,110 点、地域資料 74,845 点(4月末現在) (4月新規点数/公文書 950 点、地域資料 84 点)	
文書館教育普及 事業	1 前期企画展「自由を扶くひと 望月桂一犀川凡太郎の 人生漫歩」 会期：5/10(日)～8/30(日) ・文書館講座「望月桂～入門編～」 期日：5/17(日) 2 文書館運営審議会 期日：5/25(月)	
市誌編さん事業	1 安曇野市誌編さん委員会 期日：5/18(月) 2 安曇野市誌編さん専門調査会(民俗部会) 期日：5/21(木) 3 安曇野市誌編さん専門調査会(自然部会) 期日：5/29(金)	

文化財保護係

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
文化財保全事業	1 本陣等々力家の保存活用方法について観光課と協議 検討 2 文化・歴史・景観上の価値ある民家について関係課と 協議 3 穂高古墳群 E7 号墳測量	

図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
中央図書館	1 映画上映会 「西部の男」 ・ 6/12(金) みらい 午後6時～	
堀金図書館	1 短編集を楽しむ会(第1回) ・ 6/2(火) 堀金公民館	全6回開催予定

5 子ども家庭支援課

子ども子育て政策係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
子ども・子育て会議		1 第1回子ども・子育て会議 ・ 5/26(火)大会議室午後2時

子育て給付係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
令和8年度 物価高対応子育て 応援手当支給 事業	1 3月末申請の支給対象者(公務員)等について、令和8年度予算から随時支給中。 ・ 5/20 時点の支給状況 5,340,000 円 ※ 令和7年度の支給状況 269,720,000 円	1 R7.10 月以降の出生児童の対象者を抽出して積極支給 2 令和7年度分と令和8年度分の国庫補助金申請手続き

児童青少年係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
青少年育成事業	1 友好都市青少年交流事業参加者募集中(広報紙5月号、募集 6/12 締切) ・ 江戸川区 8/1(土)～8/2(日) ・ 神奈川県真鶴町 8/6(木)～8/7(金) ・ 福岡市東区 9/19(土)～9/21(月)	
児童館維持管理事業	1 三郷・堀金児童館 遊戯室 空調設置工事 スケジュールどおり進捗	1 6月しゅん工予定
放課後子ども教室実施事業	1 わいわいランドスタッフ研修会(安全法講習ほか) ・ 5/8 豊科・三郷・穂高地域 ・ 5/13 穂高・明科・地域 2 わいわいランド開始(学校ごと5月中旬～)	
青少年健全育成環境整備事業	1 長野県青少年センター・同補導委員会両連絡協議会 5/22 塩尻市	
子ども会育成会支援事務	1 長野県子ども会育成連合会定時総会 5/28 長野市	

子ども家庭相談担当		
事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・ 5月は3回実施 いるか(2歳児)穂高 5/21(木) プレいるか(2歳児)穂高 5/14(木)、5/27(水) 2 発達相談日(親子であっぷっぷ) ・ 5月は3回実施 5/12(火)、5/20(水)、5/26(火) 3 運動発達相談日(はいはいたち) ・ 5月は2回実施 5/11(月)、5/22(金) 4 ことばの相談日 ・ 5月は2回実施 5/14(木)、5/27(水) 5 親子で遊ぼう教室 ・ 5月は1回実施 5/13(水) 6 子育て学習会 ・ 5月は2回実施 5/27(水)、5/29(金)	1 遊びの教室 ・ 6月5回の実施を予定 2 発達相談日 ・ 6月は4回の実施を予定 3 運動発達相談日 ・ 6月は3回の実施を予定 4 ことばの相談 ・ 6月は2回の実施予定 5 親子で遊ぼう教室 ・ 6月は1回の実施を予定 6 子育て学習会 ・ 6月は3回実施を予定

6 こども園幼稚園課

保育幼稚園担当		
事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
園庭芝生化工事	4/15(水)～5/12(火) 有明あおぞら認定こども園、上川手認定こども園、アルプス認定こども園、穂高認定こども園にて、芝生の種まき会実施済み。	およそ2ヶ月から3ヶ月の養生期間を経て、利用可能になる見込み。その後、各園においてお披露目式を行う予定。
長野県保育連盟会長訪問	6/22(月) 安曇野市が令和9年度長野県保育研究大会開催地となるにあたり、長野県保育連盟 海野会長の市長訪問 (こども園幼稚園課長、保育所長、実行委員長、保育部員 同席)	令和9年度10月頃を予定 今後実行委員会により、実施計画、準備を進める。

議案第6号、第7号、第9号（別冊に限る。）、報告第1号は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします。

議案第2号、第3号、第7号、第10号、報告第5号は、同条例第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします。